

新宿西口バス放火事件 - 西日本防災システム

1980年8月19日(火)午後9時過ぎ、新宿駅西口バスターミナル20番乗り場で、発車待ちのため停車中だった京王帝都電鉄の運行する中野車庫行きバスの車内に、男が後部ドアから火のついた新聞紙とガソリンが入ったバケツを車両後方へ投げ込みました。火は瞬時に燃え広がり、6人が死亡、14人が重軽傷を負う惨事となりました。

犯人(当時38歳)は北九州市で5人兄弟の末っ子として生まれましたが、父親は定職を持たないアルコール依存症で、親が教育に無理解であったため小学5年生ごろからほとんど登校していなかったそうです。犯人は父親の病死を機に建設作業員として全国を転々としたようです。1972年に結婚しましたが、妻が長男を出産した翌年に離婚。子供を児童施設に預けて毎月仕送りを欠かさず、各地を転々としながら現場作業員として働いていたようです。事件当夜、駅前広場に通じる階段に座って酒を飲んでいたところ、何者かにここから出て行けと言われ、カッとなって犯行に及んだようです。死亡した被害者には、子供の運動靴を買うため勤務先から帰宅途中、たまたま新宿に立ち寄り事件に遭遇した母子家庭の母親がいました。通常帰宅経路から離れた場所で事故等に遭遇した場合通勤災害は認定されませんが、このケースでは当時の労働大臣の発言もあって労災が認定されました。また京王帝都電鉄では、自社の責任による事件ではなかったけれども、全社員に輸血を呼び掛けたり、医療費の一時立て替え等の措置を全社あげて行ったようです。刑事裁判において検察側は、建造物等以外放火罪と殺人罪で起訴。放火に関しては刑法108条の現住建造物等放火罪では「放火により、現に人が住居に使用したは人がいる建造物、汽車、電車、船舶、鉱坑を焼損する罪」と規定しているが、この条文に「バス」は明記されていません。営業バスは多数の人が乗車することが想定されているため、バスを汽車や電車に準ずるものとして刑法108条の現住建造物等放火罪を適用すべきとする意見もありましたが、判例がなく学説も分かれているため刑法110条の建造物等以外放火罪で起訴されました。

検察側は犯人に死刑を求刑しましたが、一審の東京地方裁判所は「被告人は心神耗弱状態にあった」として無期懲役の判決を下しました。弁護・検察双方が控訴しましたが、二審の東京高等裁判所も一審判決を支持しました。放火という卑劣な犯罪行為なのですが、私達の日本において年間の火災原因の上位に位置するこの憎むべき放火が無くなる日が来ますことを心から祈ります。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

